

生活苦相談の

母親と息子は

京都・亀岡市

守れる生活なのかと、怒りがわいてきました。

昨年の総選挙の時、生活苦の相談を受けました。借家住まいで6代の母と30代の障害者で手当を受け取っていない息子の2人暮らし。生活費は、貯金をほぼ使い果たし、母は福祉関係のアルバイトをし月収10万円程度。しかも体調不良をおしてのアルバイトです。

総選挙後の年末、再度訪問した日も、厳しい寒さでしたが、灯油代が高騰のため石油ストーブも使わず、毛布をかぶり部屋でじっとしていました。これが人間の尊厳を

私はさっそく生活保護の話をして申請をすすめたのですが、半月ほど考えた末、「生活保護は受けずに、もうひと頑張りしてみます。生活保護の予算を使うと申し訳なくて。どうにもならないときは、お世話になります」ということでした。

先日、テレビで生活保護引き下げ問題をやっていました。生活保護を受けられる方で実際に受けているのは2割程度、不正受給がいわれているが、実際の不正受給は2%程度と言っていました。政府の生活保護切り下げに怒りがわいてきます。